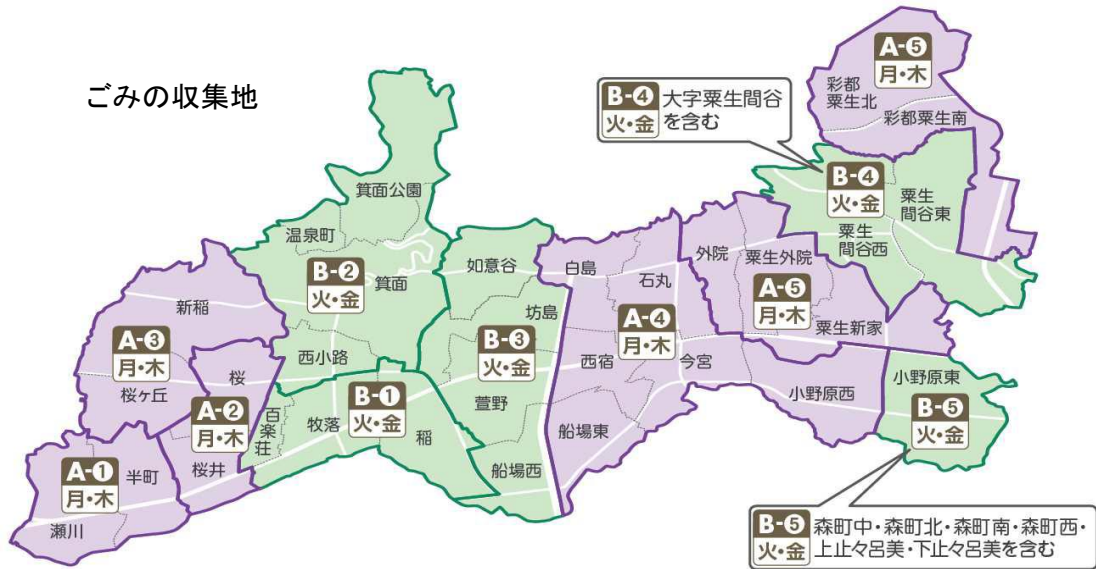


箕面市 家庭ごみの出し方



		燃えるごみの収集日	かんびんの収集日	ペットボトル・不燃ごみ・危険ごみ・大型ごみの収集日
A 月・木地区	瀬川・半町	毎週月曜日・木曜日	第1・3水曜日	A-1 第1・3火曜日
	桜井・桜			A-2 第1・3金曜日
	桜ヶ丘・新稲			A-3 第2・4火曜日
	白島・石丸・西宿・今宮・船場東・小野原西			A-4 第2・4水曜日
	外院・粟生外院・粟生新家・彩都粟生北・彩都粟生南			A-5 第2・4金曜日
B 火・金地区	百楽荘・牧落・稲	毎週火曜日・金曜日	第2・4水曜日	B-1 第1・3月曜日
	箕面・箕面公園・温泉町・西小路			B-2 第1・3水曜日
	如意谷・坊島・萱野・船場西			B-3 第1・3木曜日
	粟生間谷西・粟生間谷東・大字粟生間谷			B-4 第2・4月曜日
	小野原東・森町中・森町北・森町南・森町西・上止々呂美・下止々呂美			B-5 第2・4木曜日

問い合わせ先一覧

◆ごみの出し方・収集について

環境クリーンセンター 収集係・環境整備係	TEL	072-729-2371
	FAX	072-729-7337
お問い合わせ	月～金(祝日含む) 8:45～17:15	

◆ごみの持ち込みについて

環境クリーンセンター 環境施設係	TEL	072-729-4280
	FAX	072-728-3156
お問い合わせ	月～土(祝日含む) 8:45～17:15	

※ごみの持ち込み日時とお問い合わせ日時は異なりますのでご注意ください。

◆一般廃棄物収集運搬業許可業者

市がごみの収集・運搬を許可している民間業者です。(五十音順)	
1 近畿セイビ(株)	072-723-3226
2 弘伸商事(株)	072-729-8755
3 (株)シュウロウライフ	072-725-1011
4 マスダエーセイ(株)	072-728-3980
箕面市環境事業 有限責任事業組合	072-728-0477 (10:00～16:00)

年末年始は収集日が変更になります。広報紙「もみじだより」や市ホームページでご確認ください。

燃えるごみ（週2回）

※ごみは午前9時までに出してください。



●燃える素材でできたもので、市指定の「燃えるごみ専用袋」に入るもの

例 生ごみ、紙・プラスチック・布・皮・木・ゴムなどでできたもの

「水分はよく切る」、「かさばるものは小さくする」など、ごみ減量の工夫をすれば、無料でお配りしている「指定ごみ袋」の枚数で、十分まかなえます。

原則無料

対象品目例



※プラスチックやビニールなども燃えるごみです

※一部でも金属・ガラス・陶器が含まれている場合は「不燃ごみ」で出してください。

出し方

- ・市指定の「燃えるごみ専用袋」に入れてください。
- ・袋の口は、十文字にしっかり結んでください。
- ・1回の収集日に量の制限はありませんが、引越・大掃除・イベントなどで日常生活の範囲を超えて多量に出すときは、「臨時的収集」を申し込んでください。

●草・落ち葉・剪定枝など

【①草・葉・小さな枝など】

指定袋以外の40ℓまでの透明な袋に入れて出すことができます。（袋の口は、しっかり結んでください）



ほかのごみを混ぜない

【②木・枝・根株・竹・ツルなど】

直径7cm以下かつ長辺50cm以下に切り、持ち運びできる重さにひもでくくって出すことができます。（燃える素材のひもを使用してください）

※1回の収集日に①②合わせて10個まで出せます

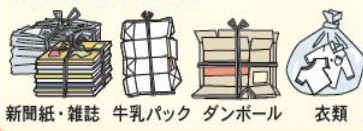
・「燃えるごみ専用袋」を使用して、通常の燃えるごみとして出してもかまいません。

くくって出す



●新聞・雑誌・段ボールなど

新聞・雑誌・ダンボールなどは、地域の集団回収または市のキャラバン回収に出してください



新聞紙・雑誌 牛乳パック ダンボール 衣類

「燃えるごみ」でも出せますが、焼却ごみの減量と資源化、集団回収を実施している地域団体の活性化のため、ご協力をお願いします。

リサイクルの推進にご協力ください。



燃えるごみ専用袋

●詳しくは、指定ごみ袋などの配布・有料販売のページをご覧ください。

- ・無料配布分を超えて燃えるごみを出すときは、有料で購入してください。
- ※箕面市に住居登録をしていない場合は、1枚目から有料で購入してください
- ・専用袋は、「箕面市指定ごみ袋等取扱店」で購入してください。

【燃えるごみ専用袋の販売価格】

容量	枚数	価格
20ℓ	10枚	418円
30ℓ	10枚	628円
40ℓ	10枚	836円



不燃ごみ（燃えないごみ）月2回



※ごみは午前9時までに出してください。

●金属・ガラス・陶器が含まれたもので、市指定の「燃えないごみ専用袋」に入るもの

陶器、ガラス類、金属製品、電球、化粧品など食用品以外の空きびん、菓子かんなど大きな空きかん

対象品目例



なべ



折りたたみがさ



グラス・陶器



携帯電話



電球



ラジオセ



カミソリ



化粧品のびん



金属・ガラス・陶器が含まれるごみ

出し方

・市指定の「燃えないごみ専用袋」に入れてください。（1回の収集日につき、2袋まで出せます）
（袋からごみのはみ出していると収集できません。折る、曲げる、解体するなど工夫して袋に入れてください）

・袋の口は、十字字にしっかり結んでください。

・ガラスや刃物は、紙で包んでから袋に入れ、袋に印刷されている「危険物」の文字に○印を入れてください。

●以下のごみは「不燃ごみ」の日には、出せません。

・家電リサイクル対象品 ※家電リサイクル対象品のページをご覧ください。

・パソコンリサイクル対象品 ※パーソナルコンピュータのページをご覧ください。

・処理困難物 ※通常の収集に出せないごみ（処理困難物）のページをご覧ください。

・排出禁止物 ※市で取り扱えないごみ（排出禁止物）のページをご覧ください。

以下のごみは、処理困難物です。

●収集を希望するときは、環境クリーンセンター(072-729-2371)へ

・スプリング入りマットレス

・廃タイヤ

・排気量50cc以下のバイク

・自動車部品

・消火器（中身の入っていないものに限る）

・土砂、コンクリートブロック、れんが（それぞれ20%まで）

・長辺が3mを超えるもの（持ち運びできるものに限ります）

燃えないごみ専用袋

【1枚目から有料で購入してください】

・専用袋は、「箕面市指定ごみ袋等取扱店」で購入してください。

●詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【燃えないごみ専用袋の販売価格】

容量	枚数	価格
20ℓ	5枚	524円
30ℓ	5枚	786円

次のような場合は臨時収集を申し込んでください（有料）

●詳しくは、臨時収集のページをご覧ください。

・引っ越し・大掃除などで一時的に多量のごみが出た。

・処理困難物を出すとき。※通常の収集に出せないごみ（処理困難物）のページをご覧ください。

・1回の排出量制限を超えた個数のごみを一度に処理したい。

大型ごみ（月2回）

※ごみは午前9時までに出してください。



●市指定袋に入らない大きさで、長辺3mまでの持ち運べるもの

例 たんす、テーブル、いす、カーペット、ふとん、自転車など

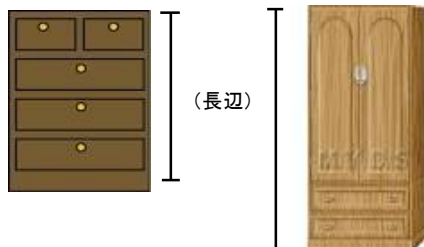
対象品目例



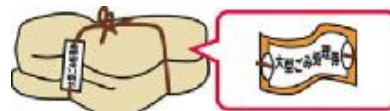
出し方

- ・一番長い部分（長辺）をはかってください。
- ・一品目ごとに「大型ごみ処理券」を貼ってください 1回の収集日につき、1個まで出せます。
- ・3メートルを超えるものは排出できません。

長辺（一番長いところ）が	1.5m（150cm）未満で大型ごみ処理券1枚
	1.5m（150cm）を超えて3m（300cm）まで大型ごみ処理券2枚



長辺が1.5mを超えたら
処理券は2枚



処理券が貼りづらい布団などは処理券をひもに貼り付けてください。

・石油ストーブ・石油ファンヒーターは、**灯油を抜くか使切り、乾電池を必ず抜く。**
(火災事故の原因になります。必ず守ってください)

●以下のごみは「大型ごみ」の日には、**出せません。**

- ・家電リサイクル対象品 ※家電リサイクル対象品のページをご覧ください。
- ・パソコンリサイクル対象品 ※パーソナルコンピュータのページをご覧ください。
- ・処理困難物 ※通常の収集に出せないごみ(処理困難物)のページをご覧ください。
- ・排出禁止物 ※市で取り扱えないごみ(排出禁止物)のページをご覧ください。

以下のごみは、**処理困難物**です。

- 収集を希望するときは、環境クリーンセンター(072-729-2371)へ
- スプリング入りマットレス、廃タイヤ、排気量50cc以下のバイク、自動車部品、
- 消火器(中身の入っていないものに限る)、土砂、コンクリートブロック、れんが(それぞれ20個まで)
- 長辺が3mを超えるもの(持ち運びできるものに限ります)

大型ごみ処理券は・・・

- ・1枚目から有料で購入してください。
- ・収集作業員から見えやすい場所に、大型ごみ処理券を直接貼り付けてください。
- ・処理券の半券は、収集が終わるまで保管してください。
- ・購入いただいた料金は払い戻しできません。また、破損や紛失などした場合でも再発行はできません。
- ・処理券は、「箕面市指定ごみ袋等取扱店」で購入してください。

大型ごみ処理券
1枚314円
税込額

●詳しくは、指定ごみ袋などの配布・有料販売のページをご覧ください。

次のような場合は臨時収集を申し込んでください（有料）

- 詳しくは、臨時収集のページをご覧ください。
- ・引っ越し・大掃除などで一時的に多量のごみが出た。
- ・処理困難物を出すとき。 ※通常の収集に出せないごみ(処理困難物)のページをご覧ください。
- ・1回の排出量制限を超えた個数のごみを一度に処理したい。



蛍光灯、乾電池、体温計（水銀）
ライター、カセット式ガスボンベ・スプレー缶

対象品目例



※ボタン電池と電子体温計は不燃ごみです。

出し方

蛍光灯



割れて散乱しないように、買い換えた商品の包装や新聞紙などに包んで出してください

乾電池・体温計



透明な袋に入れて出してください

ライター



透明な袋に入れて出してください

カセット式ガスボンベ
スプレー缶



かご型容器に直接入れて出してください

※ペットボトルを入れた「かご型容器」とは別の「かご型容器」に入れてください。

必ず別の袋に入れてください

かご型容器には入れないでください

カセット式ガスボンベ・スプレー缶の穴開けが原因となり、全国で火災が発生しています。そこで、中身が残っていても、穴を開けていなくても出せるように変更しました。

絶対に袋に入れて出さないでください！



穴を開けない

中身を使い切らなくてもOK



必ず「かご型容器」に直接入れて出してください！



燃えないごみの袋などに入れて、他のごみと一緒に出すと、作業員が発見できずにそのまま収集車に投入し、車両火災の原因になります。カセット式ガスボンベ・スプレー缶は、絶対



ペットボトル（月2回）

※ごみは午前9時までに出してください。

●資源有効利用促進法で定められた「PETボトル識別表示マーク」がついているもの

ペットボトルのリサイクルマークが付いたペットボトル

対象品目例



左のマークが付いたジュースや酒、調味料などの食料・飲料用のペットボトル



清涼飲料



ボトル入りコーヒー・乳飲料・酢
ノンオイルドレッシングなど



酒類



醤油加工品（めんつゆなど）・醤油
みりん風調味料など

出し方

- ・雨水の溜まらない「かご」を各自でご用意ください。
- ・プラスチック、金属等、素材は問いません。



スーパーなどの店頭や公共施設に設置された回収ボックスにも出していただけます。



回収できないもの

PET樹脂を使用したボトルでも、リサイクル対象品以外のもは、その他プラスチック製容器包装に区分されペットボトルのリサイクルマークはついていません。



- ・ペットボトルのリサイクルマークがないもの
- ・汚れのとれないもの
- ・中身の入っているもの

 リサイクルマークが付いていない
ペットボトルは収集できません。

空きかん（月2回）

※ごみは午前9時までに出してください。



●空きかんのうち、資源化できるもの 対象品目例

幅と厚さ15cm以下・長さ20cm以下の缶



出し方

・内容物は残さず、軽く水洗いしてください。
(中身が残っていると収集できません)



・袋には入れず「かご型容器」に直接、かんだけを入れてください「かご型容器」に直接、空きかんだけを入れる。

・雨水の溜まらない「かご」を各自でご用意ください。(プラスチック、金属等、素材は問いません)

回収できないもの

・幅・厚さが15cm/長さ20cmを超えるかんは選別機械が詰まるため回収できません。
(不燃ごみで出してください)

※規定以上の大きなかんが、そのまま処理ラインに乗ってしまうと、機械の故障につながります。

・食料・飲料用以外の空きかんなどは「不燃ごみ」です。
・スプレー缶やカセット式ガスボンベなどは「危険ごみ」です。



空きびん（月2回）

※ごみは午前9時までに出してください。



●空きびんのうち、資源化できるもの 対象品目例

飲料・食用品・飲み薬の入っていたびん、乳白色ではない化粧品のびん



出し方

・内容物は残さず、軽く水洗いしてください。
(中身が残っていると収集できません)



・袋には入れず「かご型容器」に直接、瓶だけを入れてください「かご型容器」に直接、空きびんだけを入れる。

・雨水の溜まらない「かご」を各自でご用意ください。(プラスチック、金属等、素材は問いません)

回収できないもの



・乳白色の化粧品のびん・飲み薬が入っていたびん以外のガラス製品やコップ、耐熱ガラス等・農薬や劇薬が入っていたびんは「不燃ごみ」です。

・リターナブルびん(ビールびん、日本酒のびんなど)は、なるべく販売店へ返却してください。

※水で濯いでも中身が残ってしまう場合は、「不燃ごみ」として排出してください。

臨時収集（申し込み制）

次のようなときは
臨時の収集を申し込んでください。



引っ越し・大掃除などで一時的に多量のごみが出た。

「処理困難物」を収集してほしい。
一覧は(処理困難物)のページをご覧ください。

1回の排出量制限を超えた個数のごみを一度に処理したい。

※排出量制限

- ・不燃ごみ(1回につき2袋まで)
- ・大型ごみ(1回につき1個まで)
- ・草・葉・枝など(1回につき10個まで)

申し込み方法

○環境クリーンセンターへ電話で予約申し込みしてください。

申込み電話番号 **072-729-2371**

申込みURL https://logoform.jp/form/5CLO/minoh_seibi_rinjigomi

- ・受付・・・月曜日～金曜日（年末年始を除く）8:45～17:15
- ・収集希望日の1週間前までに予約してください。
（時期により希望に添えない場合があります。）
- ・収集時間は、午前・午後のいずれかを希望できます。
（時間の指定はできません。）
- ・量により数回に分けて収集する場合があります。



臨時収集の料金

○料金は、収集時に現金又はPayPayで収集作業員にお支払いください。

料金・・・1立方メートルまでごとに**2,520円**

マットレス1枚に付**3,340円**【特定処理困難物】

※大型ごみ処理券・市指定の専用袋は必要ありません。



当日の注意

- ・収集には、立ち会いが必要です。（代理人可）
- ・燃えるごみなどを出している排出場所か、2トン車が通り抜けできる道まで運び出してください。
（収集作業員は家屋内に立ち入れません）
- ・指定袋や処理券は不要です。
（これらを使用または貼付していても、臨時収集の料金を替えることはできませんのでご注意ください）
- ・中身の残っているものは、収集作業員に手渡してください。

「立ち会いができない」「家から運び出せない」などの場合は・・・

・許可業者に収集を依頼してください。

			箕面市環境事業 有限責任事業組合
近畿セイビ株式会社	箕面市半町4-3-44	TEL072-723-3226	TEL072-728-0477 月-金曜日(年末年始・祝日除く) 10:00～16:00まで
弘伸商事株式会社	箕面市石丸2-5-13	TEL072-729-8755	
株式会社シュウロウライ	箕面市石丸2-6-31	TEL072-725-1011	
マスタエーセイ株式会社	箕面市西宿1-1-10-201	TEL072-728-3980	

・料金など、詳しくは許可業者にお問い合わせください。

動物の死体

環境クリーンセンターでは、動物の死体はごみとは別に焼却しています。

ペット動物が死んだとき



- (1) 収集を希望するときは、環境クリーンセンター（072-729-2371）へ電話で申し込んでください。
- ・申し込みの受付・・・月～金曜日（年末年始を除く）8:45～17:15
 - ・料金・・・合同火葬の場合は1体につき2,100円、個別火葬の場合は9,520円

- (2) 環境クリーンセンターに持ち込むこともできます。
- ・受付・・・月～土曜日（年末年始を除く）
 - ・料金……………①合同火葬の場合は1体につき990円＋重量手数料
……………②個別火葬の場合は1体につき8,410円＋重量手数料

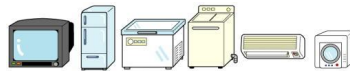


※動物の焼骨を必要とする場合は、死体を引き渡すときに申し出てください。

野良犬・野良猫などが死んでいたら

- ・環境クリーンセンター（072-729-2371）へ、場所をお知らせください。

家電リサイクル法対象品



エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

※メーカーごとのリサイクル料金については、(財)家電製品協会家電リサイクル券センターまで。

(財)家電製品協会家電リサイクル券センター(0120-319640) http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

処分の方法

次の5つの方法から選んでください。

① 購入した店がわかる、製品を買い替える場合

- ・廃棄する対象品の購入店、または新たな商品を購入する店に引き取りを依頼する
- ・リサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。料金など、詳しくは各店にお問い合わせください。

② 「指定引取場所」に自分で持ち込む ※リサイクル料金のみです。

Step1 郵便局で「家電リサイクル券」を入手し、必要事項を記入、リサイクル料金を支払う。
※メーカー名、画面サイズ、内容積などで料金が異なります。
※メーカー名、規格(画面サイズ、容量など)を確認してからお出かけください。



Step2 対象品に「家電リサイクル券」を貼り付ける。
※裏紙をはがして、指定部分に券を貼り付けてください。



Step3 下記の指定取引場所へ持ち込む。
・大阪センコー運輸(株)高槻指定引取場所 [072-677-5717](tel:072-677-5717)
・日本通運(株)豊中指定引取所 [06-6862-1423](tel:06-6862-1423)
・日本通運(株)摂津指定引取場所 [06-6349-0202](tel:06-6349-0202)



③ 下記の許可業者に依頼する (別途、リサイクル料金、回収料金が必要です)

			箕面市環境事業 有限責任事業組合
近畿セイビ株式会社	箕面市半町4-3-44	TEL072-723-3226	TEL072-728-0477 月-金曜日(年末年始・祝日除く) 10:00~16:00まで
弘伸商事株式会社	箕面市石丸2-5-13	TEL072-729-8755	
株式会社シュウロウライ	箕面市石丸2-6-31	TEL072-725-1011	
マスタエーセイ株式会社	箕面市西宿1-1-10-201	TEL072-728-3980	

・リサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。料金など、詳しくは許可業者にお問い合わせください。

④ 市に臨時収集を申し込む (別途、リサイクル料金、手数料が必要です)

Step1 郵便局で「家電リサイクル券」を入手し、必要事項を記入、リサイクル料金を支払う。
※メーカー名、画面サイズ、内容積などで料金が異なります。
※メーカー名、規格(画面サイズ、容量など)を確認してからお出かけください。



Step2 対象品に「家電リサイクル券」を貼り付ける。
※裏紙をはがして、指定部分に券を貼り付けてください。



Step3 市に電話で臨時収集を申し込む。
収集を希望するときは、環境クリーンセンター(072-729-2371)へ



別途手数料

3,670円 エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫(170リットル以下)
5,240円 冷蔵庫(170リットル超え)

⑤ クリーンセンターに持ち込む (別途、リサイクル料金、手数料が必要です)

Step1 郵便局で「家電リサイクル券」を入手し、必要事項を記入、リサイクル料金を支払う。
※メーカー名、画面サイズ、内容積などで料金が異なります。
※メーカー名、規格(画面サイズ、容量など)を確認してからお出かけください。



Step2 対象品に「家電リサイクル券」を貼り付ける。
※裏紙をはがして、指定部分に券を貼り付けてください。



Step3 環境クリーンセンターへ自ら持ち込む。
月~土曜日(年末年始を除く)9:00~17:00



別途手数料

1,910円+重量手数料 エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫(170リットル以下)

2,770円+重量手数料 冷蔵庫170リットル超え

パーソナルコンピュータ

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、
液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ、
液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRTディスプレイ一体型パソコン



家庭で不要になったパソコンは資源有効利用促進法に基づき、各メーカーが回収・リサイクルします。

メーカーに回収を申し込んでください。



処分の方法

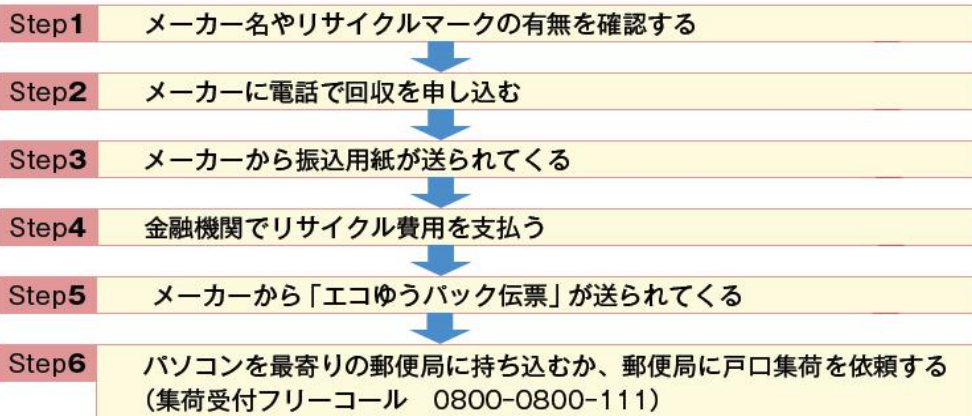


「PCリサイクルマーク」が
ついているか確認します。



PCリサイクルマークのあるパソコン（平成15年10月以降に販売された製品）
パソコンに回収・リサイクル料金が含まれているため、リサイクル料金を支払う必要がありません。

① リサイクルマークがっていない場合



② リサイクルマークがついている場合



回収するメーカーがないパソコン（自作のパソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は、
下記のパソコン3R推進協会にご相談ください。

「一般社団法人パソコン3R推進協会」
ホームページアドレス <http://www.pc3r.jp/>
電話番号 03-5282-7685

- ・プリンタなどの周辺機器、ワープロ、PDA、取扱説明書やマニュアル、CD-ROMなどは対象外です。
- ・かわいい仕組みなどは、「パソコン3R推進協会」のホームページでご覧になれます。

処理困難物

処理が困難なため、通常の収集に出せないごみ

以下のごみは、「臨時の収集」を申し込んでください。

※環境クリーンセンターに持ち込むこともできます。

- ・スプリング入りマットレス
- ・廃タイヤ
- ・排気量50cc以下のバイク
- ・自動車部品
- ・消火器(中身の入っていないものに限る)
- ・土砂、コンクリートブロック、れんが(それぞれ20kgまで)
- ・長辺が3mを超えるもの(持ち運びできるものに限ります。)

スプリング入りマットレス

廃タイヤ

50cc以下のバイク



自動車部品

消火器

土砂、コンクリートブロック、れんが
(それぞれ20kgまで)



* 詳しくは環境クリーンセンター(072-729-4280)までお問い合わせください。

排出禁止物

市で取り扱えないごみ

以下のごみは、収集できません。環境クリーンセンターに持ち込みもできません。

排出禁止の理由	排出禁止品	処理方法
毒性物質を含むもの	毒物、劇物、農薬その他これに類するもの	購入店・販売店・メーカーに相談してください。
著しく悪臭を発するもの	燃えるごみ専用袋に入れられていない嘔吐物、動物の糞その他これに類するもの	トイレに流せるものは流し、流せないものは悪臭が出ないように包んで燃えるごみ専用袋に入れてください。
爆発その他危険性のあるもの	・高圧ガス(プロパンガス等)を収容する容器	購入店・販売店・メーカーに相談してください。
	・石油・灯油・ガソリン等の油脂類	
	・危険防止をしていない鋭利な刃物・ガラスの破片その他これに類するもの	紙などにつつま、燃えないごみ専用袋の「危険物」の文字に○をつけて出してください。
特別管理一般廃棄物	家庭で使用する医療器具のうち感染性のもの、その他これに類するもの	処方を受けた医療機関、薬局等に相談してください。
その他廃棄物の処理に著しく支障をきたすもの	・20kgを超える土砂、コンクリートブロック、れんが ・排気量50cc以上のバイク ・金庫(手提げ金庫を除く) ・ピアノ	購入店・販売店・メーカーに相談してください



* 詳しくは環境クリーンセンター(072-729-4280)までお問い合わせください。

購入店・販売店・メーカーなどに処理を依頼できないときは・・・

許可業者(市がごみの収集運搬を許可している業者)に処分を依頼してください。
(連絡先は、この冊子の表紙に記載)

法令で禁止されているごみ

廃棄物処理法などの法令により、市で処理しないごみ



- ・箕面市外で発生したごみ
- ・産業廃棄物(事業に伴って発生するごみのうち、法令で指定されたごみ): 一覧表はホームページでごらんください。
(http://www.city.minoh.lg.jp/shigen/07_jigyokei/03_sanpai_list.html)

指定ごみ袋などの配布・有料販売

箕面市では、ごみ減量と資源化への意識付けと、ごみ排出量に応じた公平負担をめざして、家庭ごみの処理を一部有料化しています。

ごみの種類ごとの制度は、下表のとおりです。

<p>■燃えるごみ「原則無料」 市内に住居登録されている場合、1年ごとに世帯人数に応じた一定枚数を無料で配布します。 不足する場合は、有料で購入してください。 3歳以下の乳幼児や65歳以上の高齢者や福祉的配慮の必要なかた、在宅医療を実施しているかたなどで紙おむつやリハビリパンツを排出する世帯には枚数を加算して無料配布をしています。</p>
<p>■不燃ごみ（燃えないごみ） 有料 燃えないごみ袋は、一枚目から有料になります。（燃えないごみ専用袋を購入してください。）</p>
<p>■大型ごみ 有料 大型ごみは、ひとつ目から有料になります。（大型ごみ処理券を購入してください。）</p>
<p>■資源ごみ 無料 資源化の促進のため、無料で出すことができます。</p>
<p>■危険ごみ 無料 収集の安全確保のため、無料で出すことができます。</p>

指定ごみ袋などの販売価格は、下表のとおりです。

種類	容量	販売単位	販売価格
燃えるごみ専用袋	20リットル袋	10枚1組	418円
	30リットル袋	10枚1組	628円
	40リットル袋	10枚1組	836円
燃えないごみ専用袋	20リットル袋	5枚1組	524円
	30リットル袋	5枚1組	786円
大型ごみ処理券	-	1枚	314円

指定ごみ袋などの販売価格には、ごみ袋およびごみ処理券の原価に加えて、ごみ処理にかかっている費用の一部（半分程度）が上乗せされています。これは、ごみを出す人が、出す量に応じて処理費用の一部を負担することで、公平性を保つとともに、ごみの処理にはお金がかかっているということを実感し、「ごみを減らそう」という気持ちを持ってもらうことが目的です。

資源物、危険物は出し方を守れば無料となっています。

ごみ処理の燃えるごみ原則無料／一部有料制は、一定以上のごみ排出に対して経済的な負担を設定することで、ごみ減量への意識付けを行う「経済的手法」として導入されたものです。

「ごみをいくら出してもタダ」よりも、「減らせばお金がかからない」ほうが、みんなが工夫してごみを減らそうという気持ちになっていただけます。また、がんばった分負担が少なくてすむほうがより公平です。

ごみの減量は、市民のみなさんひとりひとりの意識がとても大切です。これをひとつのきっかけに、リサイクルできるものは分別へ、捨てずにすむものをもう一度見直していただくなど、ごみ減量への意識を高めていただくことがもっとも大切なのです。

経済的手法導入によるごみ減量の効果

平成15年度の制度改正以降、市内人口は年々増加しているにもかかわらず、10年経過した平成25年度においては平成15年度比で約11.6%の減量が実現され、リバウンドも見られません。市民の皆様のご協力によりごみ減量への意識付けとともに確実にごみ減量の成果につながっています。

資源物の無断持ち去りは禁止です



子ども会や自治会の活動を守ります

集団回収活動により得られる資金は、団体本来の活動を充実させるための大切なものです。無断持ち去り行為は、これら大切な資金を奪う悪質な行為といえます。市では、条例により、みなさんの集団回収活動を守ります。

無断持ち去りは10万円以下の罰金になることも

資源物の無断持ち去り行為を行った者に対して、市がまずは指導や禁止命令を行います。それでも禁止命令にも従わない場合には、警察に告発し、裁判により有罪となった場合、10万円以下の罰金となります。

「無断持ち去りが禁止される資源物」ってどんなものがあるの？

かご型容器で排出された空きかん・空きびん。ペットボトル。

集団回収として排出された古紙・古布など。自主的に回収される資源物など。



排出した資源物は、すべて市のものになるの？

いいえ、そんなことはありません。自主的に集団回収を行っている子ども会や自治会に出したものは、団体の活動資金として活用してください。市内には、団体の活動資金を確保するため、自主的に空きかんの集団回収をしている子ども会や自治会があります。



無断持ち去りが禁止となる排出方法

空きかん・空きびん・ペットボトルの場合

市や市の委託業者に出す場合

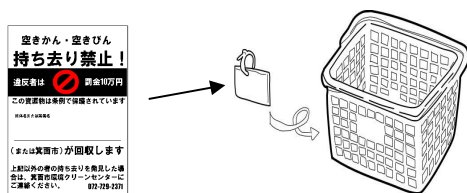
- ① 共同住宅などの集積設備に排出する場合は、「無断持ち去り禁止」を示す看板(市で用意しています)を集積設備に掲示してかご型容器などで排出する。
- ② ①以外の場所にかご型容器で排出する場合は、容器に「無断持ち去り禁止」を示すプレート(市で用意)を掲示して排出する。
- ③ 上記の①、②いずれの場合も、定められた日時、場所に排出する。

地域の集団回収で集める古紙・古布の場合

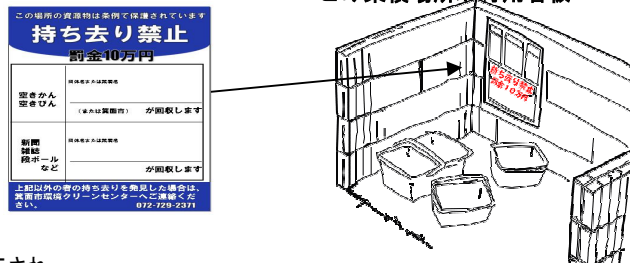
- ① 集団回収日に集団回収品の集積場所の明示がある場所に古紙・古布を排出する。
- ② 集団回収日に排出する古紙・古布に排出先である集団回収団体名、無断持ち去り禁止であることを明示して排出する。

集団回収の回収は、再生資源近代化協議会池田支部で行っています。チラシ貼り紙等は各回収業者に問い合わせてください。

かご型容器取付用プレート



ごみ集積場所取付用看板



自主活動の集団回収に出す場合

- ① 集団回収日に集団回収品の集積場所であることが明示されている場所に設置された容器に排出する。
- ② 排出容器に排出先である集団回収団体名、無断持ち去り禁止であることを明示して排出する。

自主的な活動による回収です。排出団体名、販売(回収依頼)業者名を入れるなどし所有権を明示するとともに持ち去り禁止の貼り紙を準備してください。

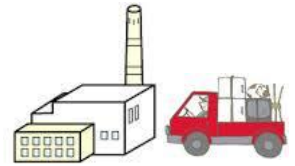


上記の排出方法以外の方法で出された空きかんなどの資源ごみは、無断持ち去り禁止の対象とはなりません。

環境クリーンセンターへのごみの持ち込み

※**市内で発生したごみ**が対象となります。

環境クリーンセンターに持ち込むときの手数料 **10kgごとに62.854円(税込み)**



■ 環境クリーンセンターにごみを持ち込むときは、下記の受入基準を守ってください。

品目	長さ・幅	直径	形状及び分量	受入量
雑草			分別し、結束しないもの	1日につき8立方mまで
剪定枝・伐採木	長辺70cm以下	30cm未満	分別し、結束しないもの	
	長辺30cm以下	30cm以上	分別したもの	
根株類	長辺30cm以下	30cm以下	分別し、結束しないもの土・石は取り除いたもの	1日につき8立方mまで
竹及びつつ類	長辺70cm以下		分別し、結束しないもの	1日につき8立方mまで
畳類	長辺2m以下・幅60cm以下			1日につき4立方mまで
ベニヤ板等廃材類	長辺2m以下・幅1m以下		分別し、持ち運びできる重さのもの	1日につき2立方mまで
鋼材	長辺2m以下・幅60cm以下		分別し、厚さ2mmまで、ただし持ち運びできる重さのもの	1日につき1立方mまで
長尺物、重量物、紐、テープ類	長辺2m以下・幅60cm以下		それぞれに分別し、持ち運びできる重さのもの	1日につき1立方mまで
その他の一般廃棄物	長辺2m以下・幅1m以下		分別し、持ち運びできる重さのもの	1日につき4立方mまで

※受入基準には、持ち込みのできないもの、持ち込むために処置が必要なものなどがありますので、**事前にお問い合わせ**ください。

問い合わせ

環境クリーンセンター

072-729-4280

搬入時間

月曜日～土曜日(祝日を含む)

9:00～17:00

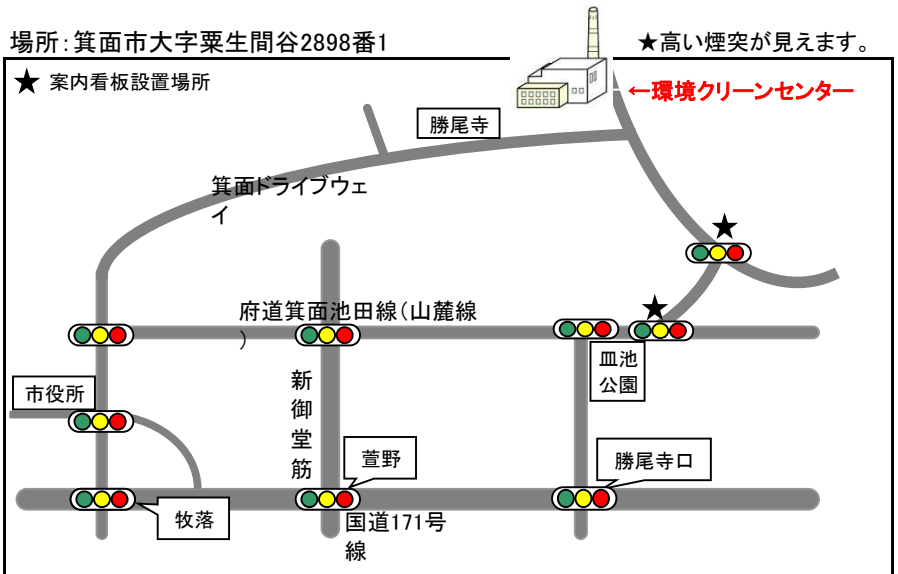
日曜日の受付はありません。

年末年始搬入受付の日程などについては、広報紙「もみじだより」に掲載いたします。

※係員の指示に従い、搬入者自身で荷下ろししてください。
 ※このガイドに載っている分別区分に準じて分別してください。

場所: 箕面市大字粟生間谷2898番1

★案内看板設置場所



★高い煙突が見えます。

←環境クリーンセンター

会社・事業所から出るごみ(事業系一般廃棄物、産業廃棄物)は・・・

店舗・事務所・工場など、事業に伴って事業所から出るごみ(事業系一般廃棄物)は、市では収集しません。

処理方法①

環境クリーンセンターに自ら持ち込む



処理方法②

許可業者に収集を依頼する



事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の連絡先は冊子の表紙に記載



- 産業廃棄物は、市で収集運搬/処分できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
 ↳ 許可種目、業者名等は大阪府HP等で確認してください。(http://www.pref.osaka.jp/jigyoshosido/)
- 事業所と自宅が一緒の場合は、自宅から出るごみと事業所から出るごみを分けて処理してください。
- 事業主は、新聞・ダンボールなどを古紙回収業者に引き取ってもらうなど、資源化に努めてください。